

参考配布

平成 27 年 3 月 2 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年3月2日

担当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 三須 一郎 需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司 主任需給調整指導官 佐藤 千恵子 電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361
----	---

ゼネコンへ建設業務の「人工出し」を行った事業主を行政処分

～労働者派遣法に規定する禁止業務に労働者を派遣した
派遣元事業主に対して事業停止及び改善を命令～

東京労働局（局長：西岸 正人）は、労働者派遣法（※）に基づき、建設業務へ違法な派遣を行ったとして、特定労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、下記のとおり、労働者派遣事業停止及び改善を命じた。

記

第1 処分を受けた事業主

名 称 株式会社ブレインズ（代表取締役 高田次郎）
所在地 東京都渋谷区西原二丁目31番4号
届出に関する事項 届出受理番号 特13-310412
届出受理年月日 平成20年12月22日

第2 処分の内容

- 1 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
- 2 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分の理由

株式会社ブレインズは、少なくとも平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、ゼネコン4社との間で「請負契約」を締結し、自己の雇用する労働者77名（延べ1,039人日）をゼネコンの指揮命令の下で、労働者派遣法で禁止されている建設業務に従事させており、いわゆる建設業務への「人工出し」を行っていた。

第4 停止命令の内容

平成27年3月3日から平成27年3月16日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
なお、総点検にあたっては、特に下記事項について重点的に点検すること。
・労働者派遣法第4条第1項（適用除外業務について労働者派遣を行わないこと）
- 2 上記1の事項にかかる、労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 労働者派遣法、職業安定法、労働関係法令の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文は以下をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(業務の範囲)

第4条第1項 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務((土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。))

(事業廃止命令等)

第21条第2項 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。